

令和2年度福島県動物愛護推進懇談会資料に係る意見等について（回答）

1 福島県動物愛護管理推進計画の一部改正について

意見等	回答
<p>福島県動物愛護管理推進計画の一部改正については、動物を取り巻く環境が年々多様化により現行の考え方では対応できない部分が出て来たのでより詳しくする必要があり妥当な改正であると思います。</p> <p>今年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、私たちボランティア団体や動物愛護管理推進計画に影響が出る状況が多々ありましたが、後半は活動が出来て良かったと思います。</p> <p>次年度も新型コロナウイルスの影響が続くと思いますので、新たな考え方や行動スタイルを模索して活動をして参りたいと思っています。</p>	<p>御意見として賜ります。</p>
<p>改正内容はどれも大切な内容であり、現時点において必要な事柄であると思います。そしてどれも、実行していくにあたり簡単ではない事でしょう。とりわけ、犬猫の引き取り、殺処分に関しては奥深い課題で有り、飼い主の意識などが一番の課題で有ると思います。</p> <p>特に猫に関しては現状においていろいろな問題が有り、ただ可哀想というだけで餌やり、保護をするだけでは解決しません。</p> <p>野良猫は保護せず自然の中での生涯を全うさせ、増えすぎた猫においては、不妊手術をする。飼い猫としては完全室内飼いとし、犬同様登録制とするのが望ましいでしょう。</p> <p>そして、最近の多頭飼育崩壊、保護団体崩壊などの問題も殺処分0に近づけるには大きな問題となります。</p> <p>が、これらのことすべては私たち人が考え解決していかななくてはならない事であり動物達には何の落ち度もないのです。</p> <p>愛護センターのあり方、犬猫の引き取り、譲渡の在り方もこれから今以上に現実としての運営が問われると思います。</p> <p>動物愛護センターが文字通り動物達の愛護にたずさわられる施設であることを切に願います。</p>	<p>御意見として賜ります。</p>
<p>コロナに感染されたオーナー様より、ペットに対しての問い合わせがありました。</p>	<p>感染症の流行については、地震や風水害と</p>

<p>現状では、感染者以外の方が、シャンプーや消毒を行った上で、ホテルなどに預けるか、自宅に待機という形をとっていましたが、シャンプーや消毒をして運んでくれる方がいないようです。</p> <p>病院側でもなかなか対応できないのが実情です。</p> <p>現在、災害対策の1つとして、コロナに対するペットへの対策はあるのでしょうか。</p>	<p>いった自然災害とは異なる側面がありますが、ペットの飼養管理については、その所有者又は管理者が責任を負うこととなります。</p> <p>このため、ペットの所有者等に対し、災害に限らず、自ら飼養管理できない場合を想定し、あらかじめペットの預け先や譲り渡し先を確保する等の対策を講じるよう指導しているところです。</p>
---	--

2 福島県動物愛護管理推進計画の進行管理について

意見等	回答
<p>平成30年7月13日から福島県動物愛護基金が設置され、動物愛護関連事業の実施や動物愛護センター等の施設整備に財源として活用とありますが、具体的施策の展開の中にボランティアの育成・支援を総合的に推進するとあるので、具体的にボランティア団体への援助や支援があるのか？</p> <p>また、年間どの位の寄附金があり、どの様に資金が使われているのかを教えてください。</p>	<p>県は、福島県動物愛護基金を財源とする動物愛護ボランティア団体を対象とした援助や支援事業は行っておりませんが、猫の飼い方講習会の開催や猫の適正飼養普及啓発リーフレットの作成等に活用しております。</p> <p>なお、詳細については、福島県食品生活衛生課のホームページに掲載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「福島県動物愛護寄附金」の受入実績とその用途について <p>https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045e/kifukinn-houkoku.html</p>
<p>それぞれの事業内容が滞りなく行われる事が大切であり、事業内容によっては県民の協力が不可欠であると思います。</p> <p>県民ボランティアに関しては、もう少し積極的に募集・説明を行っても良いのではないのでしょうか。</p>	<p>御意見のとおり、地域における動物の愛護と適正飼養の普及啓発を進めるにあたり、県民ボランティアの協力が必要な事業がございます。</p>

<p>ただ、動物が好きであり全ての動物に対して助けたいという思いだけではなかなか県の動物愛護ボランティア事業の趣旨とかけ離れてしまう場合もあり、ボランティアの内容を県民に十分に理解してもらう事が重要であると思います。</p> <p>しつけ方教室・犬猫の引き取り・犬猫の譲渡・登録、狂犬病予防注射などの保健所での事業もまだまだ県民に浸透していない部分もあり犬猫の飼い主だけでなく全県民への啓発と理解が必要になり、まだまだ時間がかかるのではないのでしょうか。</p>	<p>このため、動物愛護ボランティア講習会を開催し、その修了者に対して、飼い犬のしつけ方教室や小学校への獣医師派遣事業への協力を求めているところです。</p> <p>今後も動物の愛護及び適正飼養の普及啓発に努めるとともに、動物愛護管理事業についても情報発信を続け、県民への周知を進めます。</p>
<p>コロナ感染症の影響により、狂犬病予防注射の実施頭数が減少していると考えております。現状では、集合注射の実施は困難であると考えております。そのため、病院にて注射をしていただくために、年に複数回の啓発が必要と考えています。</p> <p>また、外に出ないので注射をしなくても良いと考えているオーナー様もいらっしゃいますので、注射の必要性を周知することも重要かと思えます。</p>	<p>御意見のとおり、今年度の狂犬病予防注射頭数は、例年に比べ落ち込んでいます。</p> <p>県は、狂犬病予防注射実施率向上に向け、注射済票の交付事務を担う市町村とともに、犬の飼い主への啓発を続けます。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、来年度の集合注射を中止とする市町村も想定されますので、適切な感染拡大防止対策のもと、動物病院等において接種可能なことについて、犬の飼い主に周知を図ります。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、セミナーなどの実施回数が減少すると考えられます。オンラインなどを活用していくのが良いと考えています。</p>	<p>御意見のとおり、今年度の集合形式による講習会の開催回数は、例年に比べ減少しています。</p> <p>講習会等のオンラインによる開催については、導入を検討しています。</p>
<p>より具体的で細かくわかりやすい内容です。</p>	<p>御感想、ありがとうございます。</p>

3 令和元年度に改正された動物の愛護及び管理に関する法律の2次施行について

意見等	回答
<p>前改正からの見直し、より細かな規定の追加などこれからも法律に関しては常に検討し改正していくべきであると思います。</p> <p>法律は動物愛護に関する全ての事柄に規定・罰則・義務などの様々な事柄に影響し動物がそれぞれの環境下でいかに苦痛無く動物らしく生きていけるかが、私たち一人間の一番大切な思いでなければならないと思っています。</p>	<p>御意見として賜ります。</p>
<p>より強化された具体的な内容で一般にもわかりやすいです。</p>	<p>御感想、ありがとうございます。</p>